令和3年度 第6回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和3年度6回千歳市農業委員会議事録

日 時 令和3年9月24日(金) 13時55分開会

14時20分閉会

開催場所 議会棟 大会議室

1 出欠状況 (出席委員11名 欠席委員9名)

1	番	平	沖	道	徳	出	席	
2	番	宮	澤	徳	夫	欠	席	
3	番	Ξ	溝	健	雄	欠	席	
4	番	登	坂	英	樹	欠	席	
5	番	平	岡		博	欠	席	
6	番	今		鉄	雅	欠	席	
7	番	片	桐	好	英	出	席	
8	番	樋			司	出	席	
9	番]]]	端	智	之	欠	席	
1	0番	田	村	正	司	出	席	議事録署名委員
1	1番	遠	藤	義	博	出	席	
1	2番	鈴	木	弘	樹	欠	席	
1	3番	清	水	利	_	出	席	議事録署名委員

14番 平岡日出男 出席

15番 黒 澤譲治 欠 席 16番 田勝久 出席 藤 17番 中 村 由美子 出席 18番 形繁雄 出席 山 正 19番 高 橋 欠 席 20番 長 島信行 出席

2 事務局職員出席状況

事務局長 森 周 一 管理課長 田 中 康 仁 企画振興係長 小 野 美 幸 農地係長 上 田 創 一 農地係主事 松 川 裕

3 議事日程

日程第1 開会宣言

日程第2 会長挨拶

日程第3 議事録署名委員の指名

日程第4 諸般の報告

日程第5 報告の部

報告第1号 専決処分の報告について(農地法第3条の3届出)

報告第2号 専決処分の報告について

(農地法第18条第6項合意解約の通知)

報告第3号 専決処分の報告について(農業委員会事務局職員の分限処分)

日程第6 協議の部

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 令和3年度第5号農地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地の買入協議にかかる要請について

議案第4号 千歳農業振興地域整備計画変更(案)の公告について

議案第5号 現況証明願について

日程第7 その他

議事次第

<日程第1 開会宣言>

事務局長

皆さま大変お待たせいたしました。申し訳ございません。

藤田委員のご協力をいただきました。

急きょ、お呼び立てして申し訳ございません。

委員 20 名中、11 名の出席がございましたので、会議は成立いたしました。

それではただいまから、令和3年度第6回農業委員会総会を開会いたします。

まず、議案でございますが、差替えがございます。5 ページの差替えがございますのでご確認をお願いいたします。

本日は、緊急事態宣言の延長によりまして、出席委員の人数を減じて開催することとしております。

また、議事進行を円滑かつ迅速に行うため、議案説明におきましては、議案書に記載されている内容の読み上げを一部省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

<日程第2 会長挨拶>

会

長

皆様、ご苦労様です。藤田委員、ありがとうございます。 早速ですが、只今から会議を始めたいと思います。

<日程第3 議事録署名委員の指定>

議 長 日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、 10番、田村委員、13番、清水委員を指名いたします。

<日程第4 諸般の報告>

議 長 日程 4、諸般の報告を行います。 事務局より説明願います。

事 務 局 令和3年度第5回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。 事務局からは、以上です。

<日程第5 報告の部>

【報告第1号 専決処分の報告について(農地法第3条の3届出)】

議 長 次に日程第5、報告の部に入ります。(13:56) 初めに報告第1号を議題といたします。 事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について、ご説明申し上げます。

議案書 1 ページをお開きください。

農地法第3条の3の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第3条の3の規定による届出は1件で、土地の所在等は、議案書1ページから2ページのとおりです。なお、被相続人は さんです。

以上、報告第1号について、ご説明申し上げました。 事務局からは、以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第2号 専決処分の報告について(農地法第18第6項合意解約の通知)】

議 長 次に、報告第2号を議題といたします。 事務局より説明願います。

事 務 局 報告第2号について、ご説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください

農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約は1件で、土地の所在等は、議案書3パージのとおりです。

整理番号9につきましては、後ほど議案第3号農用地の買入協議に係る要請にてお諮りする予定であります。

以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。 事務局からは以上であります。

議 長 報告事項について、質問をお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。

【報告第3号 専決処分の報告について(農業委員会事務局職員の分限処分)】

議 長 次に、報告第3号を議題といたします。 事務局より説明願います。

事務局 報告第3号専決処分の報告についてをご説明いたします。 本日配布しております議案書4ページをお開きください。 千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領に基づき、次のとおり専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めます。 本件は、現在病気療養中である管理課農地係 について、令和3年9月1日付けで、地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして、休職発令したものでございます。 事務局からは以上です。 議 長 報告事項について、質問をお受けします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第3号を報告済みといたします。

<日程第6 協議の部>

【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議 長 次に日程第6、協議の部に入ります。(13:59) はじめに、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に ついてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号についてご説明申し上げます。

議案書5パージをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

なお、可として決議した場合、北海道農業会議からの意見回答 後、許可書を交付することとします。

今月の農地法第5条の規定による許可申請は1件になります。 整理番号4は、土砂・火山灰採取及び農地造成のために一時転 用する案件です。

当日配布資料の1~゚ージから11~゚ージに、議案第1号資料として、 位置図、地番図、求積図等をお配りしておりますので、説明と合 わせてご確認ください。

転用を行う土地の所在等は、議案書のとおりです。

転用目的は土砂・火山灰採取及び農地造成で、採取する土砂、 火山灰の採取量は5,316.9 ㎡であります。

権利設定の種類は使用貸借権で、転用期間は許可日から令和 4 年 10 月 31 日までとなります。

当該地は農業振興地域整備計画における農用地区域内農地に区分されます。

農用地区域内農地の転用は、原則許可することが出来ないとされておりますが、転用が一時的なものであり、代替地では転用目的が達成できないこと、及び農業振興地域整備計画の達成に支障

がない場合には例外的に許可できます。

本申請については、令和4年10月31日までの使用貸借権の設定でありますので、一時転用であり、転用目的が農地造成であることから、土地の代替性はないと認められます。

また、千歳農業振興地域整備計画の達成への影響については、9 月8日付で、市、農業振興課から計画への影響がない旨、回答を 受けております。

当日配布資料の5ページを覧ください。

農地復元計画についてですが、当該事業は、掘削、整地を行った後、表土を戻す計画であり、耕作土が不足する場合は、隣接する の土場から、必要な耕作土を運び入れる予定となっております。

また、万が一、転用事業者である が農地への復元を行わない場合、土地所有者の責任において復元することを誓約していることからも、農地復元計画は妥当と考えられます。

なお、農地復元の際の表土の厚さについては、11 ペ-ジの表に記載がございますが、0.3m、30cmの計画でございます。

本案件につきましては、議案書にもありますとおり、可として 決議した場合、北海道農業会議に意見聴取を行いますが、本申請 については、現在、施工者と北海道教育委員会及び千歳市教育委 員会と埋蔵文化財保護のための事前協議中でありますことから、 この協議が整い、施工が認められた後に、北海道農業会議に対し て意見聴取を行うこととします。

以上、整理番号 4 についてご説明申し上げましたが、よろしく ご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、この件については、火山灰・砂利採取特別委員会で審議しておりますので、山形委員長から報告願います。

山 形 委 員 長 9月13日に長島会長にも出席いただき、農民研修センター前において、火山灰・砂利採取特別委員会を開催し、議案第1号整理番号4に係る農地法第5条の規定による許可申請について審議を行っておりますので報告します。

当日は事業者である にも立ち会いをいただき、一時転用の箇所を現地調査した後、委員会を開催しました。

事務局から転用許可基準に照らし合わせた説明を受け、質疑等を行った結果、当特別委員会としては、本案件を適当と認め、総

会に諮ることで意見を集約しております。 私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第2号 令和3年度第5号農用地利用集積計画の決定について】

議 長 次に、議案第2号、令和3年度第5号農用地利用集積計画の決 定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について、ご説明申し上げます。

議案書6パージをお開きください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用 地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を 求めます。

当日配布資料の 12 ページに議案第 2 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

今月の案件は、所有権移転が1件になります。

土地の所在等は議案書 6 ページのとおりです

整理番号所9は、農地保有合理化事業で北海道農業公社から賃貸借していた土地についての早期売渡案件になります。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営 基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上、整理番号所9について、ご説明申し上げましたが、よろ しくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長に発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第3号 農用地の買入協議にかかる要請について】

議 長 次に、議案第3号、農用地の買入協議にかかる要請についてを 議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について、ご説明申し上げます。

議案書 7 ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項に基づき、所有権移転あっせん申出のあった次の農用地について、同法第 16 条に基づく農用地の買入協議に係る千歳市長への要請について審議意見を求めます。

当日配布資料の13 ペ-ジから14 ペ-ジに、議案第3号資料として、地番図・航空写真、フロ-図をお配りしておりますので、合わせてご確認願います。

今月の所有権移転あっせん申出件数は1件となります。

整理番号 1、申出日は令和 3 年 9 月 10 日で、あっせんを希望する土地の所在等は議案書 7 % -ジのとおりです。

なお、議案にはありませんが、本件の買受予定者は さんであります。

以上、整理番号 1 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定頂きますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、この件について、地区委員から補足があればお願いします。

樋 口 委 員 私から、整理番号1における、 さんの所有権移転あっせん申出について、補足説明します。

整理番号1の さんは経営規模縮小を行っており、申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、

さん以外に取得を希望する方はいませんでしたが、

さんは、資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞い ております。

以上のことから、効率的で安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。

私からは以上です

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第4号 千歳農業地域振興整備計画変更(案)の公告について】

議 長 次に、議案第4号、千歳農業地域振興整備計画変更(案)の公告についてを議題といたします。事務局より、説明願います。

事 務 局 議案第4号について、ご説明申し上げます。 議案書8ページをお開きください。

> 千歳農業振興地域整備計画の変更(案)について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、 千歳市長から意見を求められたので、審議意見を求めます。

> 今回の変更点は、祝梅地区における新築住宅の公道接続道路設置のため農用地区域内農地からの除外、根志越地区における農業 用施設設置のため農用地区域内農地からの除外、駒里地区におけ

る農家住宅建築のため農用地区域内農業用施設用地からの除外をするものであります。

なお、この内、祝梅地区における除外案件については、本議案が可決された場合、10月総会で転用許可申請についてご審議いただく予定となっております。

議案書 9 ペ-ジをご覧ください。当該変更計画の縦覧等について記載されております。縦覧期間について空欄となっておりますが、当委員会を含め関係団体からの意見聴取の回答後に公告手続きが開始されることから、現在、このようになっております。

予定では10月上旬に縦覧開始と聞いており、縦覧期間は30日間です。

次に議案書 10 ページをご覧ください。

土地の所在等は議案書のとおりです。

最後に、議案書 11 から 13 ペ-ジをご覧ください。農用地区域内 農地及び農業用施設用地から除外する手続は、当ペ-ジに示す箇所 であります。

以上、議案第4号につきましてご説明申し上げましたが、よろ しくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。 事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 ほかに、発言がなければこれで質疑を終わります。 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第5号 現況証明願について】

議 長 次に、議案第5号、現況証明願についてを議題といたします。 事務局より説明願います。 事務局 議案第5号についてご説明申し上げます。

議案書 14 ペ-ジをお開きください。

現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理 要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。 今月の現況証明願は1件であります。

当日配布資料の15 ^ペ - ジ から16 ^ペ - ジ に議案第5号資料として、 地番図・航空写真・現地写真を添付しております。

整理番号 11、現況証明願の所在地等は、議案書のとおりです。 当該地は、農地台帳上、現況が雑他地であり既に非農地となっている土地でありますが、昭和 39 年に贈与を受けた さんが、昭和 48 年に隣接地を非農業者に宅地として売却するまでは、農地として利用していたと聞いております。

昭和49年からは、この非農業者が、法令の不理解により、仮登記を付し、自宅の駐車場として利用を始め、車庫2棟を建築しました。

今般、この非農業者が隣接地を住居ごと売却するにあたり、当該地も一体として売却を希望したため、土地所有者から現況証明の願出がありました。

調査の結果、願出地は、長年、住宅の駐車場として利用されており、今後も農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

以上、整理番号 11 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

樋 口 委 員 9月13日に、私のほか、三溝委員、藤田委員及び事務局により、 整理番号11について現地調査を行いましたので報告します。

> 事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、 住宅の駐車場として利用されており、農地利用はありませんでし た。

> 本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です

議 長 これより質疑を行います。

田	村	委	員	現地写真の後ろ側に写っている緑の部分は畑なのですか。					
事	務		局	そうです、畑となっていますが、低利用ではあります。					
田	村	委	員	後ろのほうはもう全部、宅地化となっているのですか。					
事	務		局	なってはいません。市街化区域でもないです。					
議			長	よろしいですか。					
田	村	委	員	はい。					
議			長	他にございませんか。					
				(質疑なし)					
議			長	他に発言がなければこれで質疑を終わります。 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。					
				(挙手多数)					
議			長	挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いた しました。					
議			長	これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、 各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。					
				(発言なし)					
議			長	それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。					
事	₹:	务	局	事務局より次の事項について、報告があった。 口 頭 令和2年度の火山灰・砂利採取特別委員会で確認した農地の一時転用について その他資料1 9月15日現在の農作物の生育状況について ロ 頭 大地編集委員会の開催について					

<閉会宣言>

議 長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。(14:20 閉会)